

1 臨時休業期間と再開

臨時休業期間を令和2年5月31日(日)まで延長し、6月1日(月)より再開します。

2 留意事項

(1)保健管理に関すること

- ・感染拡大防止の観点から、原則、自宅待機とします。ただし公園など屋外で、散歩やジョギングなど適度な運動はしてもかまいません。
- ・やむを得ず外出する際には、常に3つの密(換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声)を避けるため、このような状況が発生する可能性がある場所には出入りしないでください。
- ・自宅においても咳エチケット、手洗い等の感染症対策を行ってください。
- ・十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけてください。

(2)生活習慣に関すること

- ・臨時休業期間中であっても、生徒が規則正しい生活習慣を維持し、学習を継続してください。
- ・テレビ会議システム(Google Meet や zoom)で朝礼などを行います。

(3)家庭学習の支援に関すること

- ・年間の学習指導計画等を踏まえ、教科書及びそれと併用できる教材等に基づいた課題を各教科、科目ごとにお知らせします。
- ・Google for Education やテレビ会議システム(zoom等)を最大限に活用します。
- ・見通しを持った学習となるよう時間割表や学習計画表を作成します。
- ・家庭学習の成果を下記の方法等により適切に把握し、評価します。
 - 課題の回収や小テストの実施
 - ワークブックや書き込み式のプリントの活用
 - レポートの作成及びそれに対する教員のフィードバック
 - 学習計画表に実施状況を書いて提出
 - ノートへの学びの振り返りの記録

(4)ICTを活用する際の留意点

- ・家庭におけるICT端末や通信環境が整っていない生徒に対して、プリントやDVDの配付など代替措置を行います。
- ・個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止などについて注意してください。
- ・ICTの活用にあたって、次の2点に注意してください。
 - ①スマートフォンの契約内容によっては通信費が高額になる場合があります。
 - ②ICTを活用しない代替措置(プリントやDVDの配付)が可能です。

(5) 登校日に関すること

- ・当分の間、登校日は設けません。

(6) 臨時休業中の生徒の登校について

- ・自宅待機が難しい生徒等、特別な事情がある生徒は登校を認めることがあります。

(7) 部活動に関すること

- ・学校再開まで部活動は禁止とします。
- ・学校再開まで学校の体育館や校庭での自主トレーニング等も禁止とします。

(8) 生徒の心身の状況の把握と心のケア等に関すること

- ・学級担任を中心として、電話やメール等を通じ、必ず定期的に心身の健康状態を確認します。
- ・心身の状況等について気になることがあれば、学校に連絡してください。
- ・電話やテレビ会議システム等により直接会話するとともに、必要に応じて保護者にも様子を聞くことがあります。
- ・休校及び自宅待機が長く続くことからくるストレスや、感染症に対する心配や不安が原因で、精神的に不安定になる可能性があるため、そのような場合には、相談室の先生等に相談してください。必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援(電話による相談を含む)を行います。
- ・「24時間子供SOSダイヤル」などの相談窓口もあります。

(9) 偏見、差別に関すること

- ・感染者、濃厚接触者、新型コロナウイルス感染症の治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等への偏見や差別につながるような行為は許されません。

(10) 連絡体制の整備

- ・一斉送信メールや学校のホームページ、または文書の送付、担任からの電話連絡等により、必要な情報を確実かつ速やかに伝えます。

3 その他

今後、状況の変化により、対応内容に追加や変更がある場合はその都度連絡します。

以 上